



子どもたちの教育活動を 応援してください



香芝市では、「学校教育振興福祉基金」への寄附
をお願いしています

香芝市立の小中学校の教育の振興と子どもたちの福祉向上のため、「香芝市学校教育振興福祉基金」を設けております。この基金へ、みなさまからの寄附金をお願いします。

いただいた、寄附金は子どもたちの豊かな教育活動のために大切に使用させていただきます。

香芝市民による「香芝市学校教育振興福祉基金」への寄附は、ふるさと納税と同様に、税法上の寄附金控除の対象です。

* 寄附金控除を受けるためには、寄附金控除に関する事項を記載した確定申告書に領収書類を添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。

問合先) 香芝市教育委員会 Tel 0745-76-2001(代表)

子どもたちの教育環境の充実が課題です

- 活発な意見交換などを促すためのタブレット型コンピュータなどの情報通信（ICT）機器の導入
- 現代の生活様式に合わせた、トイレの洋式化やエアコンの導入
- 子どもたちの活躍の場をひろげる部活動の充実

・・・



寄附をするための手続き

- ① 「香芝市学校教育振興福祉基金寄附申出書」に必要事項を記入のうえ、香芝市へ提出ください。
郵送、ファックス、電子メール、直接持参のいずれかの方法で提出ください。
- ② お手元に「納付用紙（納入通知書）」が届いたら金融機関でお納めください。これで、寄附は完了です。
- ③ 金融機関の領収印のある「領収書」を大切に保管してください。確定申告に使用します。
- ④ 教育委員会で納付の確認ができましたら、お礼状を発送いたします。また、教育委員会のホームページ等で、ご寄附いただいたことをお知らせいたします。

*ふるさと納税のような返礼品はありません。

申告をするための手続き

所得税や住民税の計算するうえで、寄附金控除を受けようとする方は、寄附をされた翌年の2月16日から3月15日までに、寄附をしたときに受け取った「領収書」を添えて、お近くの税務署で確定申告をしてください。

（住民税の税額控除だけを受けようとする場合は、居住地の市区町村へ申告してください。）

寄附金額の2,000円を超える部分につき、所得税は寄附を行った年分の所得税から控除され、住民税は寄附を行った年の翌年度分の住民税から控除されます。